看護小規模多機能型居宅介護事業所しょうじゅの里三ツ境　重要事項説明書

１．事業の概要

（１）事業者の概要

名　　称	社会福祉法人 兼愛会
所　在　地	横浜市緑区三保町 171-1
代　表　者	理事長　赤枝 眞紀子
電 話 番 号	045-921-0013
ＦＡＸ 番 号	045-921-0056

（２)事業所の概要

施　設　名	看護小規模多機能型居宅介護事業所しょうじゅの里三ツ境
所　在　地	横浜市瀬谷区三ツ境 78-1
管　理　者	三戸　一成
電 話 番 号	045-744-7601
ＦＡＸ 番 号	045-744-7604
事 業 所 番 号	1493400418
第三者評価受審査	無

（３）当施設の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の職種	業務内容
管理者		１名		特養	事業内容調整
計画作成担当者	介護支援専門員	1 名		介護	看護小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域や関係機関との連絡調整
介護従事者		6 名	3 名		入浴・排泄・食事等生活全般に係わる援助
看護従事者	看護師	4 名	7 名		利用者の保健衛生及び看護業務
合計		12 名	10 名		

（4）当事業所の設備概要

建築面積	992.81 ㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造地上 3 階建
延床面積	1699.06 ㎡（うち当該事業所面積　326.57 ㎡）
宿泊室数及び面積	6 室・ 1 室約 8.36 ㎡
利用者登録定員	29 名
（通い利用定員）	18 名/日
（泊り利用定員）	6 名/日

2．事業実施地域及び営業時間

（1）事業の利用条件

・横浜市瀬谷区内及び横浜市旭区南希望ヶ丘・東希望ヶ丘・中希望ヶ丘・笹野台

要介護 1 以上の方

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

（2）営業日及び営業時間

営業日　年中無休

通いサービス　（基本時間）　9：00 ～ 17：00

訪問サービス 24 時間

宿泊サービス　（基本時間）　17：00 ～　9：00

受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

3．当施設の特徴等

（1）事業に対する理念

利用される方の生活を総合的に支援させていただきます。

【運営方針】

高齢者の在宅生活を基本として、２４時間３６５日切れ目ない介護サービスの提供をします。また、そこにご本人が安心していきいきとした生活が送れるように努力します。具体的には各利用者が在宅生活を維持できるように、それまでの家庭生活を把握し食事や入浴や身の回りのことをただ介護するのではなく、利用者の残存機能を生かしながら機能・能力レベルにあった援助を行っていきます。

（２）サービスの利用にあたっての留意事項

飲酒・喫煙

喫煙は施設敷地内禁煙をお願いしております。飲酒は、原則は自由ですが、ご自分で管理できない方や、疾病等により、制限を必要とする方は、職員が管理させていただきます。

金銭、貴重品の管理

貴重品は原則として自己の責任で管理してください。事業所は、貴重品の紛失には責任を負えませんのでご了承ください。

設備、器具の利用

施設内の居室などの設備は本来の使用方法に従って使用してください。これに反したご利用により破損等した場合、弁償していただく場合があります。

４．サービスの内容

【通いサービス】

（１）食事

・食事の提供及び食事の介助をします。

・食事は食堂でとっていただくよう配慮します。

・身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。

・調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。

・食事サービスの利用は任意です。

（２）入浴

・利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。

（３）排泄

・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

（４）生活相談

・常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

（５）健康管理

・看護職員が、常に利用者の健康状況に注意し、必要に応じて主治医または医療機関と連携するなど、健康保持のための適切な措置を講じます。

（６）レクリエーション

・本人に合わせたプログラムを計画・実施するように努めます。

・四季の行事や様々なレクリエーションなどを取り入れ、うるおいのある生活が送れ

るよう努めます。

（７）送迎

・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

【訪問サービス】

・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

・訪問サービス実施の為の必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
②ご契約もしくはその家族様等からの金銭又は物品の授受
③ご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う飲食
④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

【宿泊サービス】

・宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活上の支援を致します。

５．利用料金

（１）通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

・利用料金は１ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

・下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります)。

1 単位単価は横浜市の場合 10.88 円と設定されていますので、単位×単価（10.88 円が下記の利用料金になります。法定代理人受領分であるときは利用料金に介護保険負担割合証に記入されている割合を乗じた額が自己負担額となります。

1 割負担 (単位：円)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 サービス利用料金	135,423	204,733	266,353	302,094	341,719
2 介護保険から給付される額	121,880	185,785	239,717	271,884	307,547
3 サービス費用に係る自己負担額	13,543	18,948	26,636	30,210	34,172

☆ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約の負担額を変更します。

（２）短期利用居宅介護費(１日につき)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

１割負担（単位：円）

要介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
１サービス利用料金	6,212	6,941	7,681	8,410	9,128
２介護保険から給付される額	5,591	6,247	6,913	7,569	8,215
３サービス利用に係る自己負担額	621	694	768	841	913

☆月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引きまたは増額はいたしません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

☆ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（３）主な加算サービスについて

ア）初期加算：30 単位/日

看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間に算定します。30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

イ）認知症加算：認知症加算（Ⅰ） 920 単位/月、（Ⅱ）890 単位/月（Ⅲ）760 単位/月（Ⅳ）460 単位/月　　日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められることから、介護を必要とする認知症状が見られるご利用者、または周囲の者による日常生活に対する注意を必要する認知症状が見られるご利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。

認知症日常生活自立度により、認知症加算 （Ⅰ）～（Ⅳ）に分かれており、そのどち

らかを算定し加算します。
ウ）退去時共同指導加算 600 単位/1 回(特別な管理が必要な利用者は 2 回)
エ）緊急時対応加算 774 単位/月
オ）特別管理加算 （Ⅰ）500 単位/月、（Ⅱ）250 単位/月
カ）ターミナルケア加算 2500 単位/月
キ）看護体制強化加算（Ⅱ）2500 単位/月
ク）総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)1200 単位/月 （Ⅱ）800 単位/月
ケ）サービス提供体制強化加算 単位/月
（Ⅰ）イ 750 単位/月、ロ 25 単位/月
（Ⅱ）イ 640 単位/月、ロ 21 単位/月
（Ⅲ）イ 350 単位/月、ロ 12 単位/月
コ）生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位/月
サ）訪問体制強化加算 1.000 単位
シ）介護職員処遇改善加算Ⅱ（ロ）加算を含めた利用料の 17.4%
(4) 介護保険の給付対象とならない利用料金
※以下の利用料金は、利用金額の全額がご契約者の負担となります。
【食費】
ご利用者様に提供する食事に要する費用
料金：朝食 340 円、昼食 560 円、夕食 645 円
別途、おやつ希望の方は 200 円
※中止の場合は前日 17:30 までにご連絡をいただければ食事代は発生しません。
【宿泊費】
利用者に提供する宿泊に要する費用
料金：１泊につき 2,066 円
【日常生活費】
料金：おむつ代及びパット代は、実費を徴収いたします。
【教養娯楽費】
利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただけます。
料金：材料代等の実費をいただきます
【その他】
上記の他、受診などの医療費や日常生活上必要なものであって、ご利用者に負担していただくことが適当と認められる物については、実費用等を負担していただくことがあります。
持ち込み電気器具使用料(冷蔵庫他)：日額 30 円
【利用料金の支払方法】
振り込み

６．利用の中止、変更、追加

☆看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。

この場合には原則としてサービスの実施日の**※1)前日までに**事業者に申し出てください。

☆５．（１）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は１ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も１ヶ月の利用料は変更されません。但し、５．（４）の介護保険の対象外（実費）のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

・利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合、当日利用料金（自己負担額）の**５０％**

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

※1）前日までに…とは、17:30 までとする。

７．サービス内容に関する苦情

別途定める利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要の通り。

８．運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成 ： 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催 ： 隔月で開催

会議録 ：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

９．緊急時の対応

体調の急変等が生じた場合は、状況に応じた措置を講じ、速やかに家族、主治医、または協力機関へ連絡し必要な措置を講じます

１０．事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに状況に応じた措置を講じ、ご家族様がお住まいの市町村、ご家族様に対して連絡を行いなす。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止を防ぐ為の対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は東京海上日動と損害賠償契約を結んでおります。）

１１．非常災害対策

防災時の対応、非常火災時には別途定める消防計画に則って対応を行います。

防災設備、防火管理体制として、各部屋にはスプリンクラーを配備するとともに非常口とは別に直接外に避難が可能なように掃き出し窓を採用します。

防火管理者：１名

防災訓練：年２回

避難訓練：年２回

通報訓練：年２回

１２．秘密の保持について

（１）当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

（２）当該事業所の従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

（３）事業所は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合等はご家族の個人情報を用います。

１３．苦情対応

サービスの関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとします。

また公的機関においても苦情受付を行っております。

当施設苦情受付窓口	担 当 者　管理者 電話番号　０４５－７４４－７６０１ FAX 番号　０４５－７４４－７６０４ 対応時間　平日　９：００～１７：００
第三者委員	

	兼愛会評議委員　伊藤　多賀子　０４５－９２１－００１３

○公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

横浜市介護保険相談窓口 （横浜市健康福祉局 高齢施設課）	所 在 地　神奈川県横浜市中区本町６－５０－１０ 電話番号　０４５－６７１－３９２３ FAX 番号　０４５－６４１－６４０８ 対応時間　月曜日～金曜日８：３０～１７：００(祝祭日を除く)
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地　神奈川県横浜市西区楠町２７－１ 電話番号　０４５－３２９－３４４７ 対応時間　月曜日～金曜日８：３０～１７：１５(祝祭日を除く)

１４．法人の概要

法人の名称	社会福祉法人　兼愛会
代表者名	理 事 長　赤枝　眞紀子
所在地・電話番号	住　所　神奈川県横浜市緑区三保町１７１－１ 電話番号　０４５－９２１－００１３
業務の概要	介護老人福祉施設（緑区三保町、瀬谷区三ツ境、鶴見区江ヶ崎町、鶴見区下野谷町、相模原市中央区、千葉市美浜区、千葉県茂原市） 短期生活介護施設（緑区三保町、鶴見区江ヶ崎町、鶴見区下野谷町、相模原市中央区、千葉市美浜区） 居宅介護支援事業所（千葉県茂原市、千葉市美浜区） ケアハウス（千葉県茂原市） 訪問介護事業所（千葉県茂原市） 在宅介護支援センター（千葉県茂原市） デイサービスセンター（緑区三保町、千葉県茂原市、千葉市美浜区） 小規模多機能型居宅支援事業所（千葉県美浜区） 看護小規模多機能型居宅介護事業所（緑区三保町、瀬谷区三ツ境、相模原市中央区、千葉県茂原市） サービス付高齢者住宅（千葉県美浜区） 地域包括支援センター（千葉県茂原市） 診療所（千葉県美浜区） 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所（千葉県美浜区）
事業所数	31 箇所

１５．その他

その他ご不明な点等がございましたら、ご相談ください。

以上、重要事項についての説明です。

※　この重要事項説明書は、厚生労働省令第３４号（平成 18 年 3 月 14 日）第８８条により重要する第 9 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明の為に作成したものです。

2026 年　　月　　日

看護小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所所在地：横浜市瀬谷区三ツ境 78-1

名称：看護小規模多機能型居宅介護事業所しょうじゅの里三ツ境

説明者 氏名　　三戸　一成　　印

私は、本書面により、事業者から看護小規模多機能型居宅介護について重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名　　印

（代理人）住所

氏名　　印　　続柄：

緊急連絡先